

糸満市の『財政』

令和元年度版

総務部財政課

目 次

<財政とは>	1
<予 算>	
1 税金の流れ.....	2
2 予算ができるまで.....	2
3 令和元年度予算の規模.....	3
(1) 歳入の状況	4
(2) 歳出の状況	6
(3) 一人当たりの市税負担額	8
(4) 一人当たりの歳出予算額	8
<決 算>	
1 決算の流れ.....	9
2 決算統計.....	10
3 普通会計と公営企業会計.....	10
<平成30年度の決算状況>	
1 決算規模.....	11
2 歳入決算の状況.....	12
3 歳出決算の状況.....	12
4 糸満市の家計.....	13
5 市債と公債費率等.....	14
6 基金の状況.....	15
7 経常収支比率.....	17

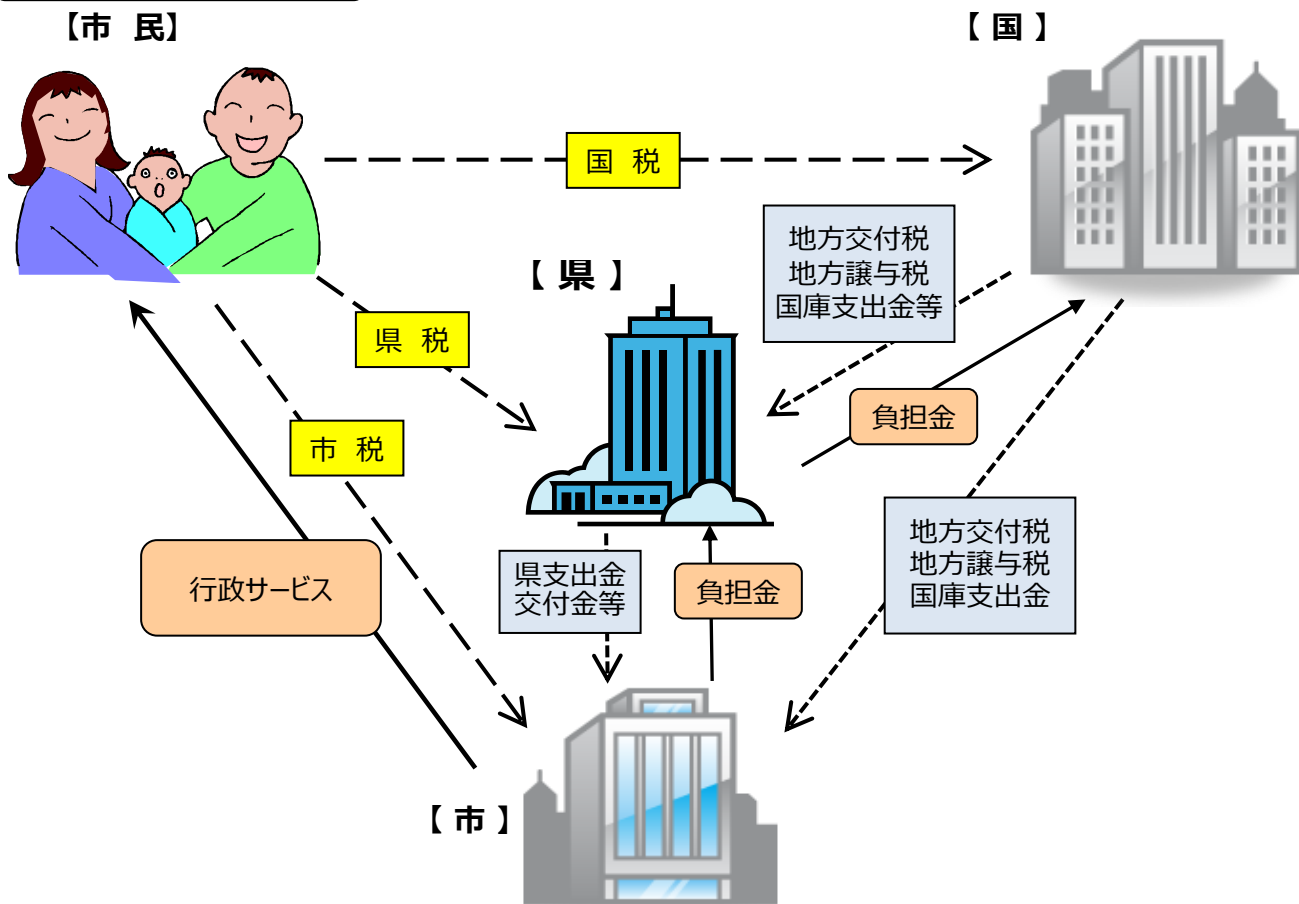
『財 政』とは

財政とは、市民のみなさんが納める税金や市債（借金）等による収入手段を組み合わせ、資金を調達し、これを元に福祉や教育などのサービスや道路・下水道等の整備など生活の基本となるものを整備するために、国や地方公共団体の経済活動のことです。

本冊子では、糸満市の財政について、「予算」（収入・支出の計画）と「決算」（予算を使った結果）の項目に分けて説明していきます。

< 予 算 >

1 税金の流れ



☆豆知識

国税の主なもの：所得税、法人税、相続税、消費税、酒税、たばこ税等

県税の主なもの：県民税（個人・法人）、事業税（個人・法人）、地方消費税、自動車税、不動産取得税、ゴルフ場利用税等

市税の主なもの：市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税等

国 庫 支 出 金：一般に国が特定の事業を行うために交付する給付金のことをいいます。

◎ 国、県及び市町村は活動を行うため、毎年度、予算を決定します。

予算とは一会計年度（4月1日～翌年3月31日まで）における **収入・支出の見積り（計画）** で、市においては市長が予算(案)を作成し、主権者(市民)代表である議会の議決によって成立します。予算は目的に応じて区分され、本市においては「一般会計」、「特別会計」及び「企業会計」にそれぞれ編成されます。

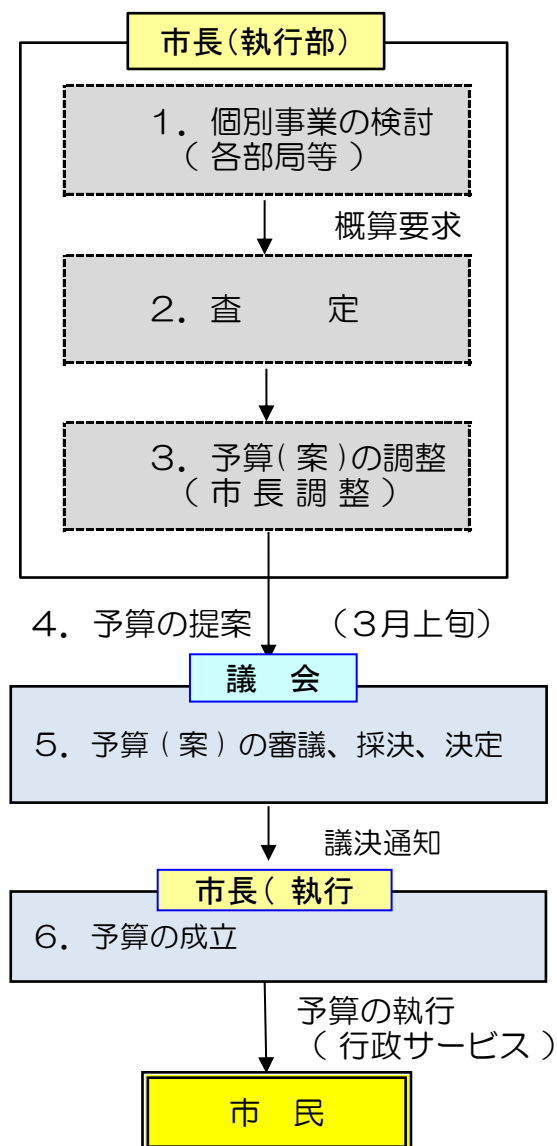
■ 用語解説 ■

一般会計・・・地方公共団体の基本的な経費を中心とした会計です。例えば 福祉、教育、土木、農林水産、消防などを一般会計に計上しています。

特別会計・・・特定の事業を行うため、一般会計と区別して処理する会計をいいます。本市では「人材育成事業」、「国民健康保険事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」、「土地地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」及び「農業集落排水事業」の8つの特別会計があります。

企業会計・・・一般的には株式会社等の民間企業における会計のことですが、ここでは市が地域住民や企業等にサービスを提供することを目的として、市が経営する事業の経理を行う会計のことで、本市では「水道事業会計」及び「下水道事業会計」の2つの企業会計があります。事業の経費は 受益者負担 が原則となっています。

2 予算ができるまで



各部局で予算編成方針に基づいて個々の事業の熟度・優先度等を勘案し、概算予算要求を取りまとめます。
(11月下旬)

あらゆる角度から要求の内容を検討し、査定を行います。
(12月上旬～1月下旬)

重要事項・政策的経費等を中心に市長と調整し、予算(案)を作成します。
(2月下旬)

議会は予算(案)を審議・採決した後、予算を決定し、その旨を市長に通知します。
(3月下旬)

議会の議決を経て予算が成立します。

成立した予算は各部局へ配当し執行されます。
(新年度4月1日から)

3 令和元年度予算の規模

令和元年度における糸満市の当初予算規模は、一般会計・特別会計・企業会計を合算して463億3714万5千円で前年度と比較して13%の増加となっています。

単位：千円、%

	令和元年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	比較増減額	伸び率
一 般 会 計	28,377,986	24,343,975	4,034,011	16.6
特 別 会 計	13,321,426	14,706,435	△ 1,385,009	△ 9.4
企 業 会 計	4,637,733	1,947,902	2,689,831	138.1
合 計	46,337,145	40,998,312	5,338,833	13.0

(1) 歳入の状況

本市の歳入状況を収入の“方法”と収入の“使途”の2つの視点から、内訳をグラフ化して見てみましょう。

まず、収入の方法で区分した一般会計歳入予算を見てみましょう。

収入の方法別では、大きく「自主財源」と「依存財源」の2つに区分されます。

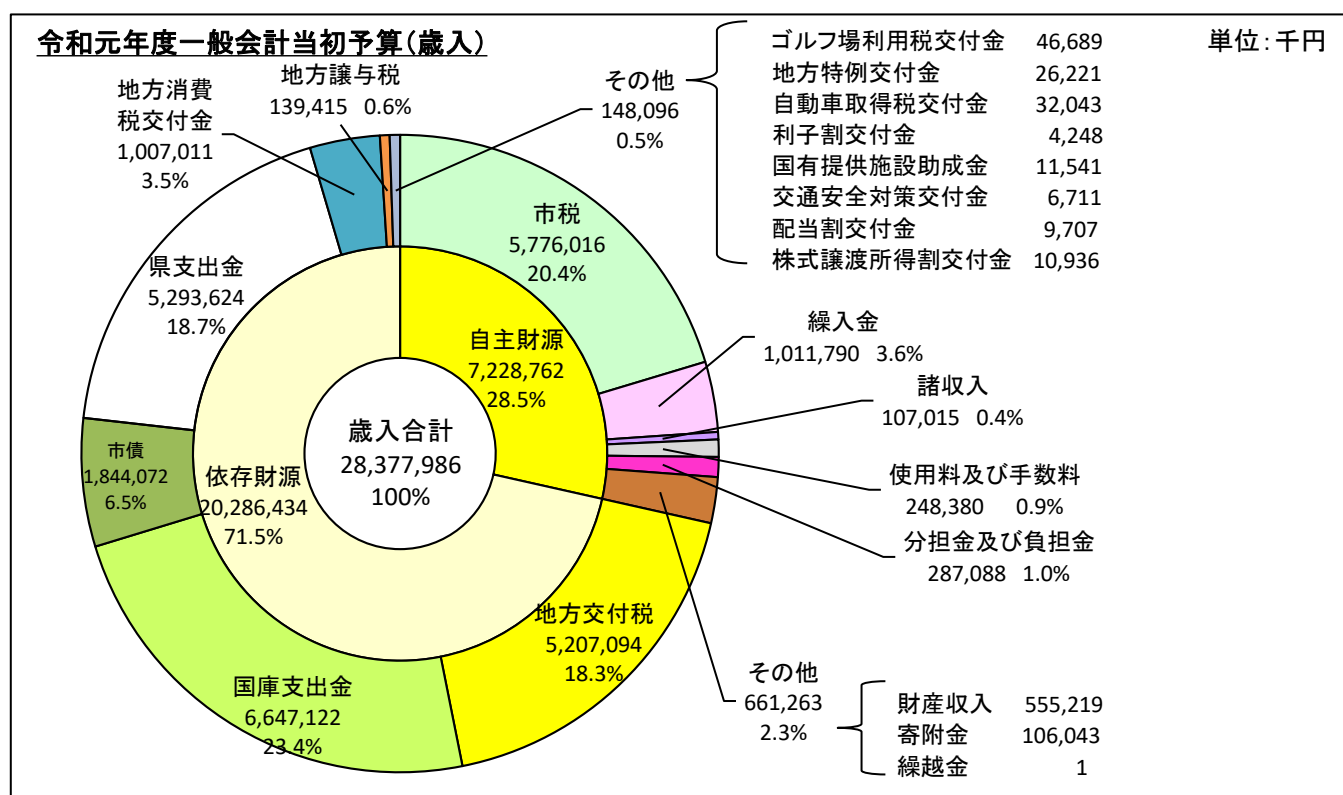
○自主財源：市が自力調達できる収入で「市税」、「繰入金」、「諸収入」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。

○依存財源：国や県など他の組織にたよる収入で、法令等で定められた額が交付されたり、国や県の予算から市へ割り当てられます。「地方交付税」、「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」等があります。

市が自主的に調達できる自主財源は、行政活動の自主性と安定性の尺度となりますので、その比率が高いほど市にとって好ましいといえます。

では、「自主財源」と「依存財源」の割合を見てみましょう。

令和元年度の自主財源比率は、28.5%で前年度29.2%と比較して0.7ポイント低くなっております。まだ依存財源の割合が高く、今後さらなる自主財源の増加が求められています。



■ 用語解説 ■

○市債：市が特定事業の支出に充てるための、一会計年度を越える長期借入金のことをいいます。

☆豆知識 <なぜ、市債(借金)をするのか?>

学校や道路、公園など大型施設を建設する場合、1年度で多額の費用が必要となりますが、その費用をその年度内の収入でまかなうことは難しいため、資金を調達する必要性和複数年に渡って負担を平準化することを目的としています。

さらに、負担を平準化することで、「建設する年度の市民」だけの負担ではなく、今後、施設等を使用する「将来の市民」との公平な負担をしてもらうという目的もあります。

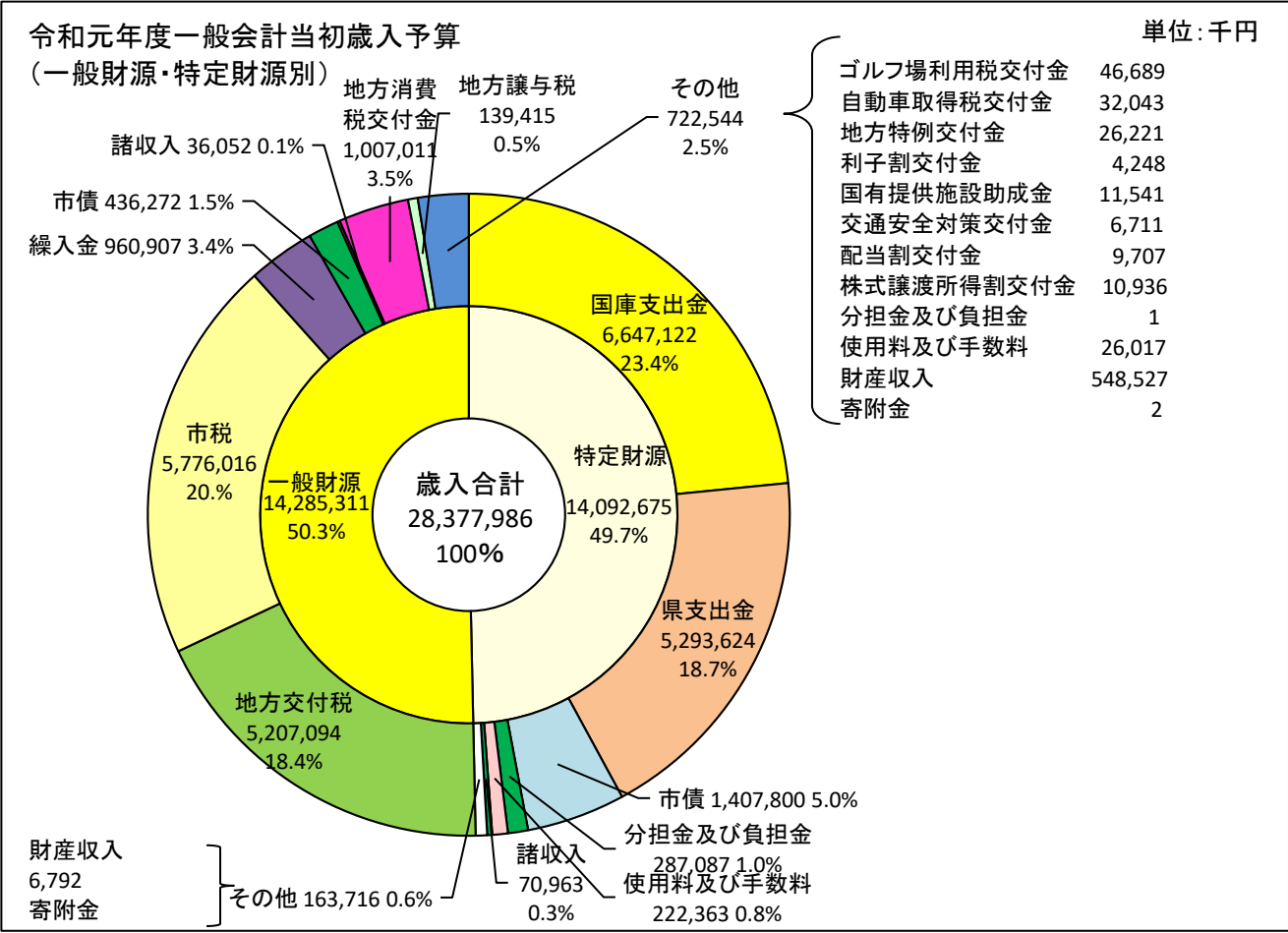
次に、収入の使途で区分した本市の一般会計歳入予算を見てみましょう。

収入の使途別では、使い道が特定されているか、特定されないかで「特定財源」と「一般財源」の2つに区分されます。

○特定財源： 使い道が特定されている財源で「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。

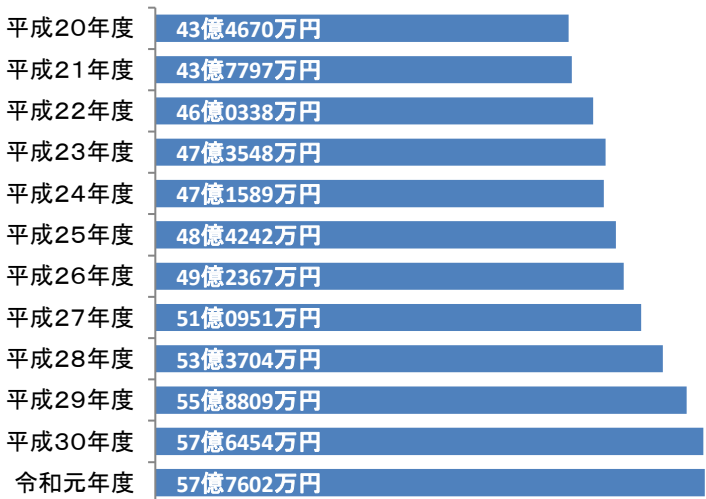
○一般財源： 使い道が特定されず市の自主的判断で支出できる財源を指し、「地方交付税」、「市税」、「繰入金」、「諸収入」等があります。

※ 一般財源は、市民のニーズに沿った色々な経費に使用できますので、額が多いほど市にとって好ましいといえます。



☆豆知識

市の重要な財源となる「市税」について



左の図は、市税の収入額を年度ごとに表したグラフです。

※ 平成30年度までは決算額、令和元年度は予算額です。

市税には個人市民税、法人市民税、固定資産税等があり、平成30年度決算は前年度と比較し、1億7645万円増額（3.2%増）となっています。

市税は一般財源ですので、使い道は特定されませんが、保育、生活保護、ごみ処理、予防接種、学校管理費等さまざまな事業の大切な財源となっています。

(2) 歳出の状況

歳出予算は、行政目的による経費を「目的別歳出」、その経費の性質によるものを「性質別歳出」に分類することができます。

【目的別歳出予算の状況】

令和元年度の目的別予算の構成では、民生費が最も大きくなっています。

単位：千円、%

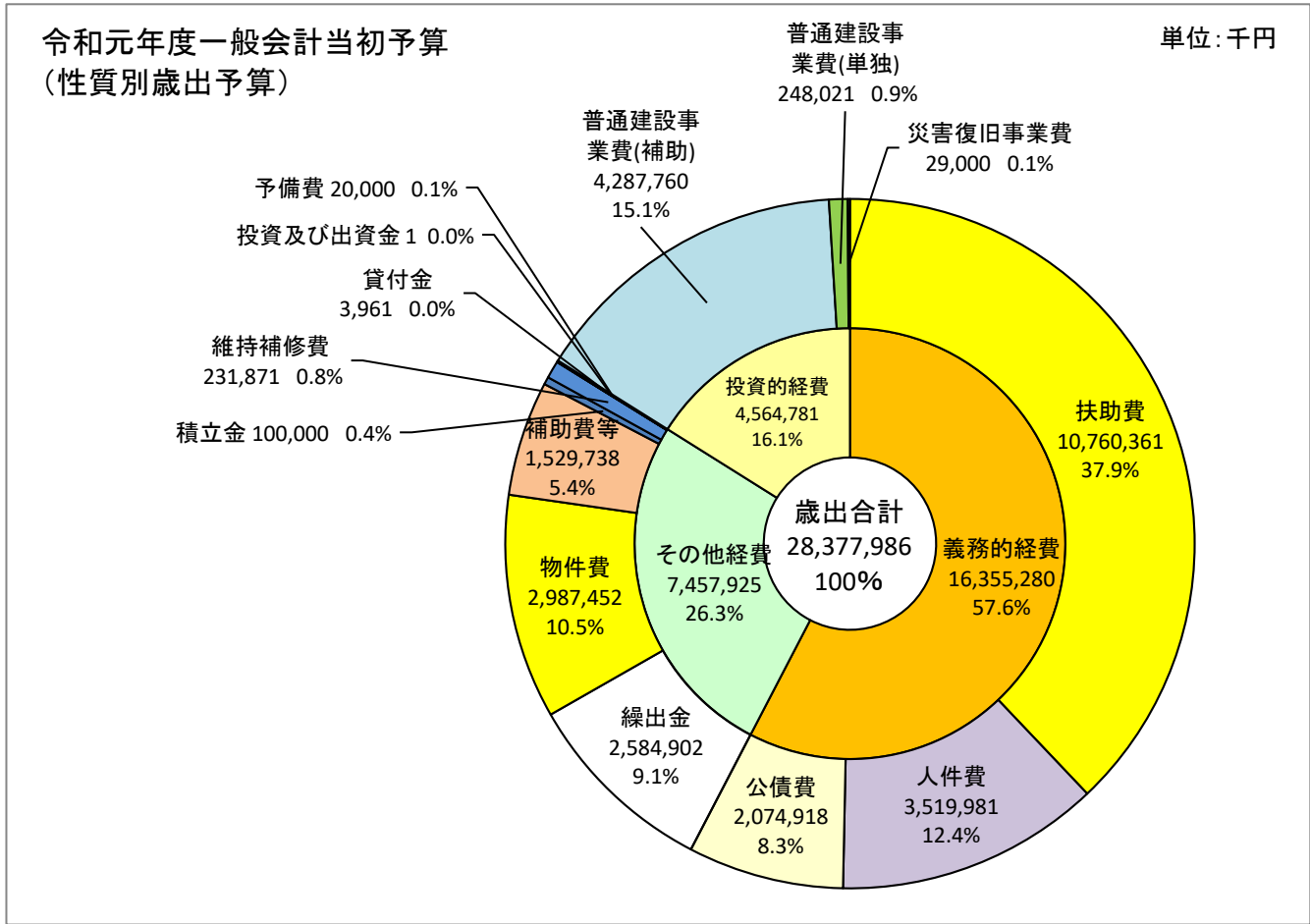
目的別 予算科目	令和元年度 当初予算額	構成比	主な内容
民 生 費	14,623,663	51.5%	生活保護、児童・母子福祉、高齢者・身障者・知的障害者の福祉対策、国保特会への繰出等
総 務 費	3,770,420	13.3%	庁舎の維持管理、市税の徴収、住民票等の発行、選挙等
教 育 費	2,400,384	8.5%	学校（義務）教育、社会教育、保健体育、青少年教育、文化財保護等
公 債 費	2,074,918	7.3%	市債等の返済
衛 生 費	1,428,171	5.0%	保健衛生、環境衛生、公害対策、母子衛生、ごみ処理等
土 木 費	1,884,227	6.6%	道路、公園、街路、土地区画、住宅、河川等
農林水産業費	1,153,999	4.1%	農業、畜産業、水産業、土地改良、林業等
消 防 費	602,151	2.1%	消火活動、救急活動、その他消防関連活動等
議 会 費	254,477	0.9%	議会運営、議員報酬等
商 工 費	114,212	0.4%	商工業の振興、中小企業対策、観光振興等
災害復旧費	29,000	0.1%	災害による農林水産、土木施設等の復旧
労 働 費	22,359	0.1%	シルバー人材センターへの補助、失業対策等
予 備 費	20,000	0.1%	予備費
諸 支 出 金	5	0.0%	普通財産の取得費、公営企業への貸付等
合 計	28,377,986	100.0%	

※ 端数処理のため、構成比は合計欄の数値と一致しない場合があります。

【 性質別歳出予算の状況 】

経費の性質により「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類されます。

- 義務的経費：支出が義務付けられているもので人件費、扶助費、公債費があります。
 - 1. 人件費：議員報酬、各種委員報酬、職員給、嘱託員報酬、各共済費等
 - 2. 扶助費：生活保護法や児童福祉法等、法令の規定によって支出が義務付けられている経費
 - 3. 公債費：市債等の返済（元利及び利子の償還）に要する経費
- 投資的経費：道路、公園、学校等の建設等のように、その経費の支出効果が単年度または短期間で終わらず、固定的な資本の形成・向上に寄与する経費
- その他の経費：義務的経費及び投資的経費以外の総称で、次のようなものがあります。
 - 1. 補助費等：特定の事業、研究等を育成・助成するために対価なく支出する経費
 - 2. 物件費：旅費、光熱水費、備品購入、通信運搬費等業務の遂行に必要な経費
 - 3. 貸付金：行政目的遂行のため、法令や条例等に基づいて貸し付けるお金
 - 4. 繰出金：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費
 - 5. 積立金：特定の目的のために設けられた基金等に対する経費
 - 6. 出資金：特定の法人や組合に対して公益の必要性から共同して行う事業、財政援助、投資及び出資の場合に支出する経費
 - 7. 維持補修費：市が管理する公共施設等の補修等に支出する経費



■ 用語解説 ■

○基金：特定の目的のために資金を積み立てる「積立基金」、積み立てた資金の運用益で事業を行うことを目的とした「定額運用基金」など条例等により設置されるもので、本市は16の基金（平成31年3月末時点）があります。

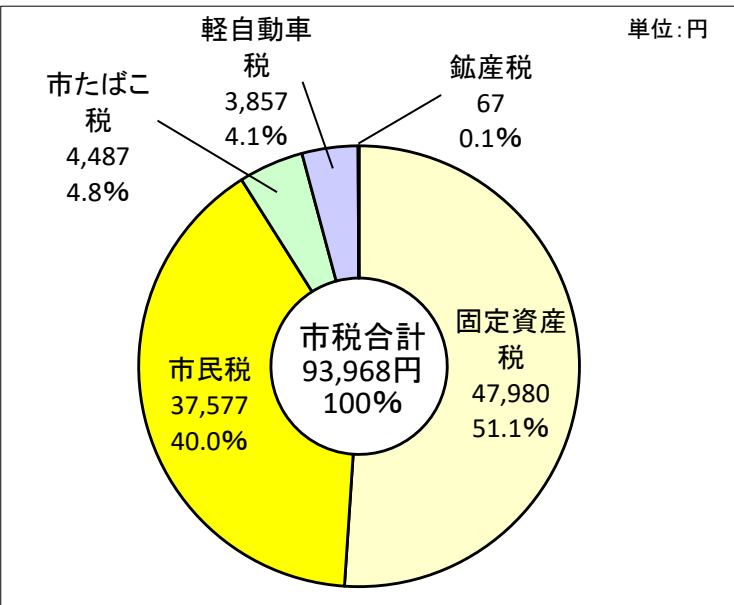
歳入歳出予算の状況をみてきましたが、市民一人当たりではどうなっているのでしょうか。

(3) 市民一人当たりの市税負担額

令和元年度一般会計当初予算の市税は、57億7601万6千円で歳入総額の20.4%を占めています。

右のグラフは、市民一人当の市税負担額がいくらになるかを税ごとに区分したもので合計額は、

※ 平成31年3月31日現在
住民基本台帳人口：61,468人



次に一人当たりの歳出予算（行政経費）を見てみましょう。

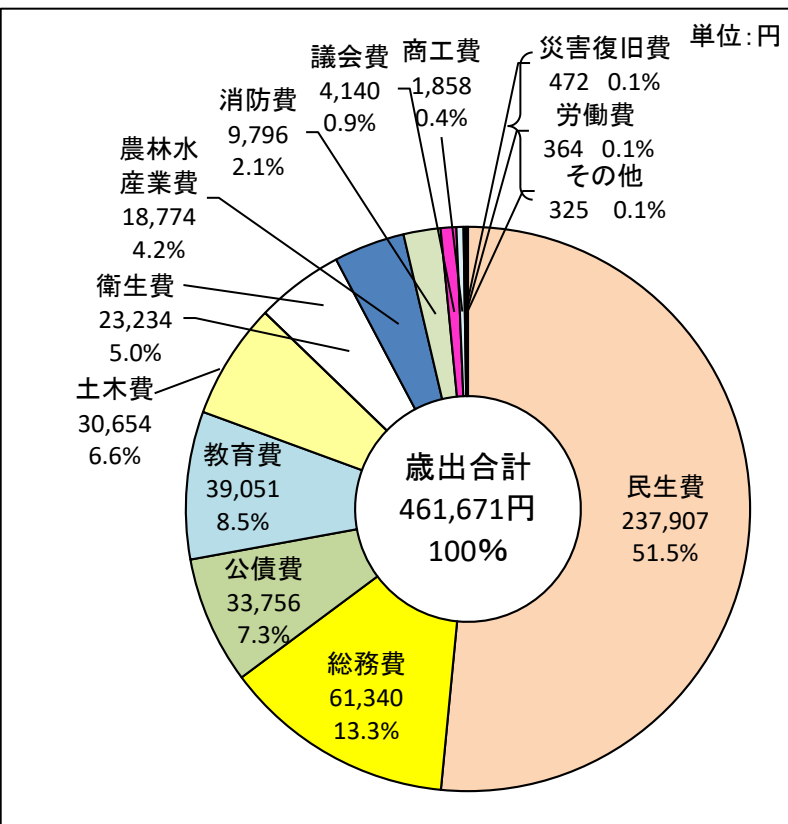
(4) 市民一人当たりの歳出予算額

令和元年度当初予算額283億7798万6千円を市民一人当たりの額にすると461,671円になります。

一人当たりの市税と歳出を比べると、

$93,968\text{円} - 461,671\text{円} = \underline{\underline{\triangle 367,703\text{円}}}$

の差があります。
この差については、
各施設の使用料や手数料、
国・県からの支出金などで
まかなわれています。



※ 上記 (3)・(4) の円グラフ内において、表示桁数以下の端数処理を行っているため、合計 × 割合と金額が一致しない場合があります。

☆豆知識

市税以外の収入の主な内容

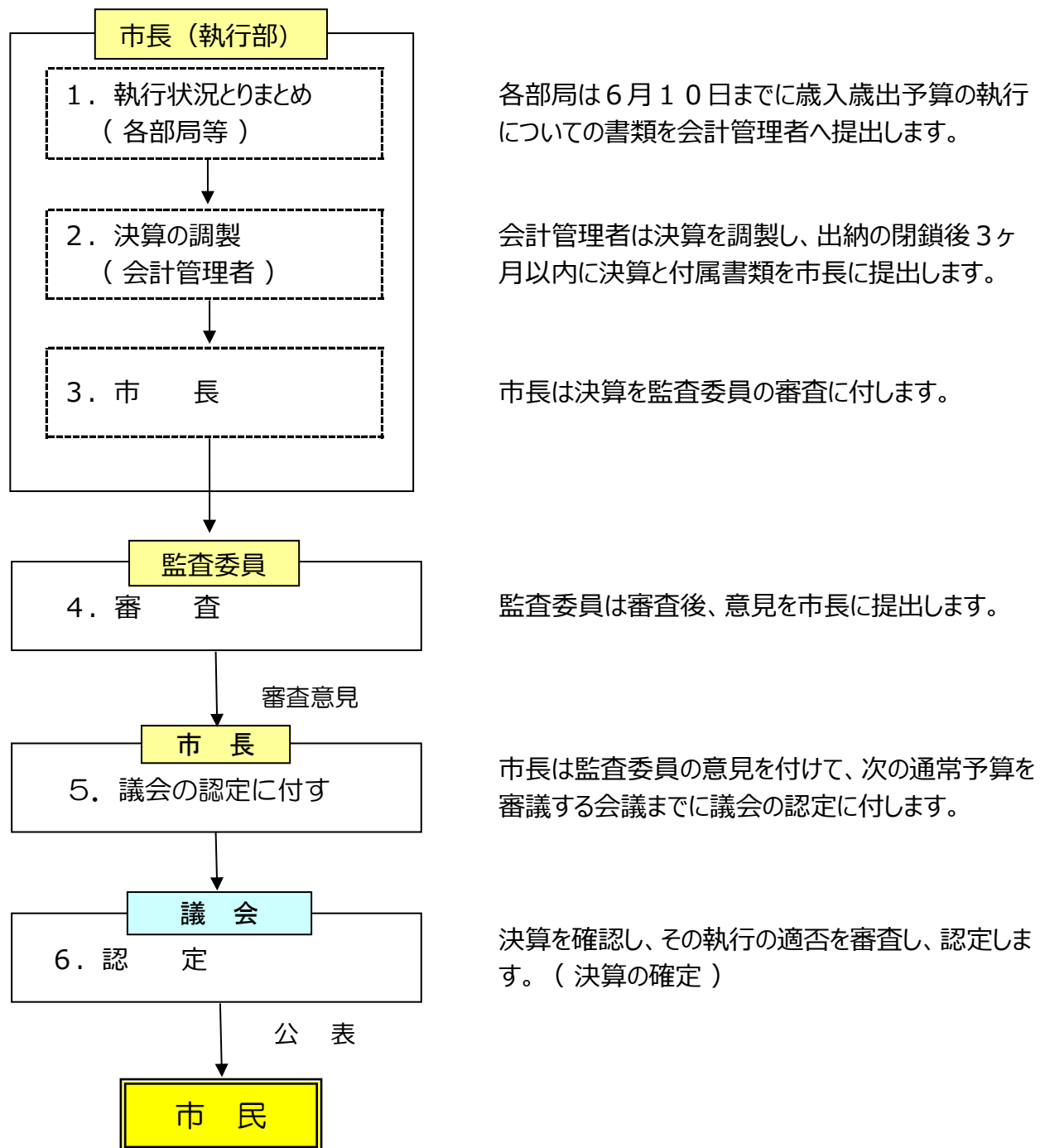
- ・使用料：市営住宅使用料、市立保育所保育料、幼稚園保育料
- ・手数料：ごみ処理手数料、各種証明手数料
- ・負担金：法人保育所運営費負担金、基幹水利施設管理事業負担金
- ・国庫支出金：児童福祉費負担金、生活保護等対策費負担金
- ・県支出金：児童福祉費負担金、沖縄振興特別推進交付金

< 決 算 >

1 決算の流れ

◎ 決算とは、一会計年度における収入・支出の実績（結果）です。

市の財政活動は、年度の開始前に作成した当初予算及び年度途中の不測の事態等に対応するために見直しを行う補正予算の範囲で行われており、一会計年度中の財政活動の結果を取りまとめて、報告書（決算書）を作成し、市民へ公表しています

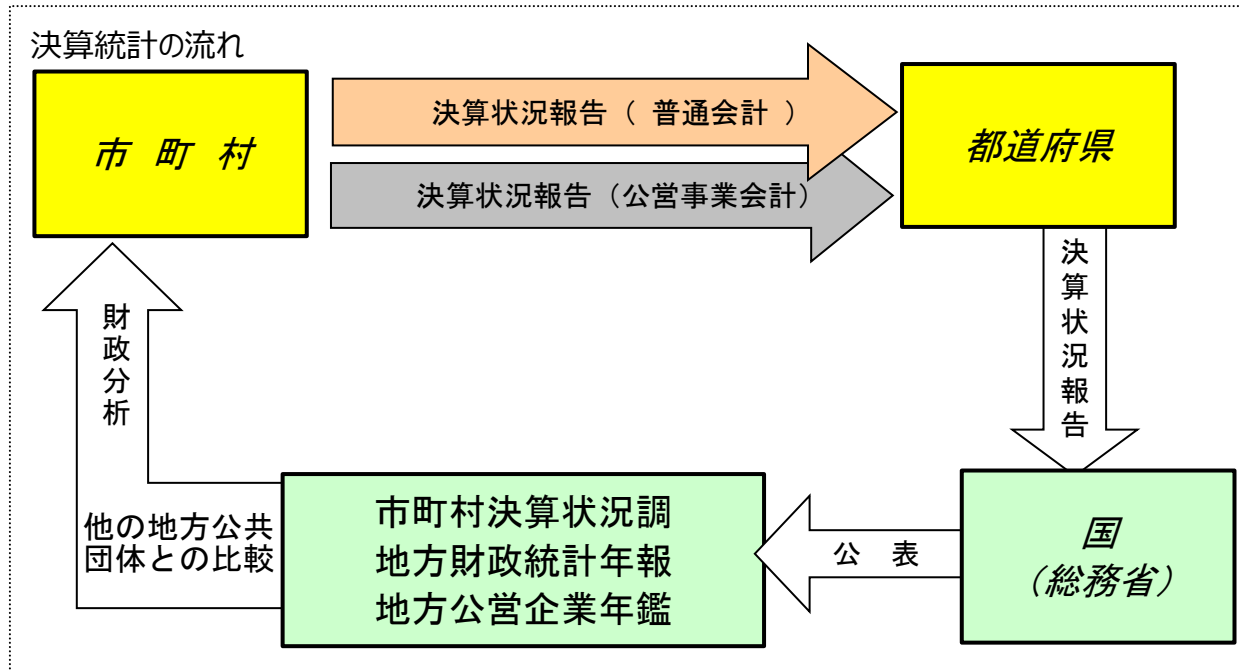


決算額を把握し、財政がどのような状況にあるかを分析し、判断するうえで重要な役割を果たしているのが次に説明する「決算統計」です。

2 決算統計

決算統計（地方財政状況調査）は地方公共団体の決算についての統計です。これは予算の執行を通じて行政目的が効率的に達成されたか否かを検討する基礎となるものです。

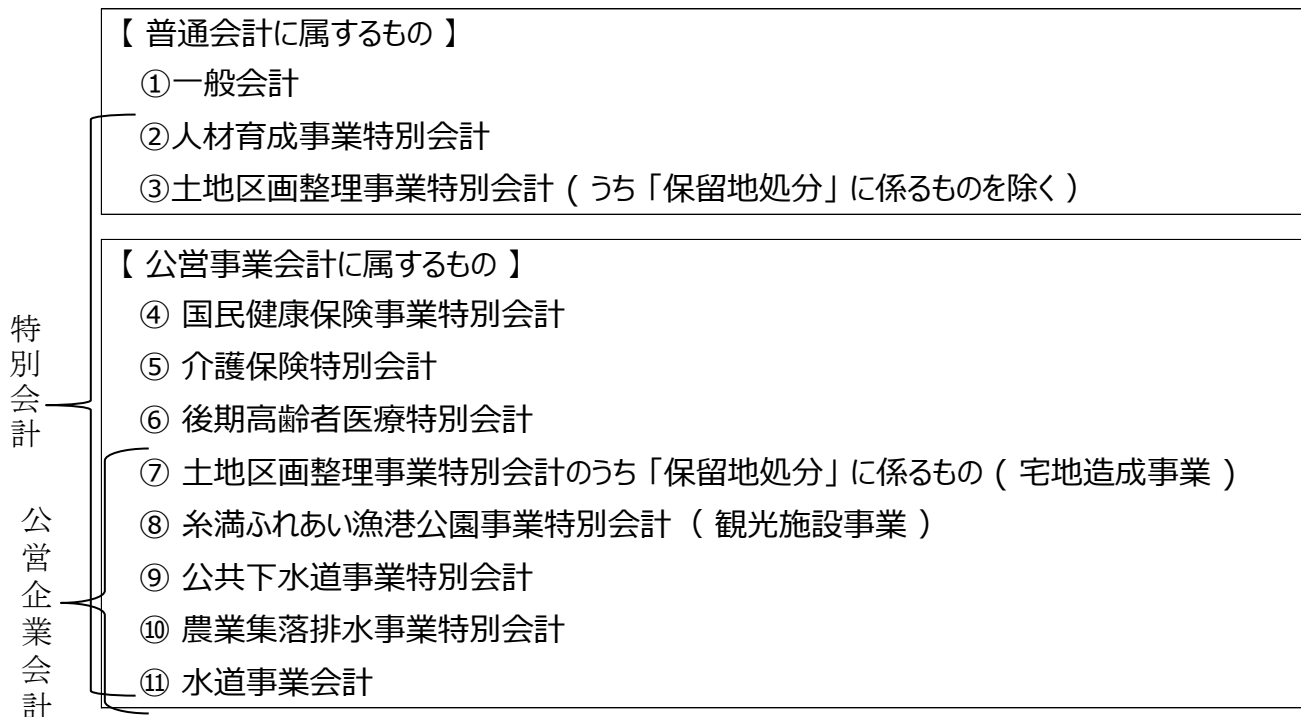
この調査は、地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき、国からの依頼により地方公共団体が作成し報告することになっています。



※ 通常「決算統計」という場合は『普通会計』の決算統計を指します。

3 普通会計と公営事業会計

糸満市の決算統計の区分は次のとおりです。



※ ⑦における「保留地」とは、土地区画整理法で土地区画整理事業の施行費用に充てるため、換地（従来あった土地の代替）せずに留めておく一定の土地のことです。

○ 公営企業会計とは、地方財政法第 6 条及び同法施行令第 4 6 条で規定されている 1 3 の事業会計のことを指し、さらに、地方公営企業法の適用される会計と非適用の会計で区分されます。

＜ 本市における地方公営企業法適用事業・法非適用事業 ＞

1.法 適 用 ：水道事業

2.法非適用 ：宅地造成事業・観光施設事業・公共下水道事業・農業集落排水事業

※ 公共下水道事業特別会計については、令和元年度から法適用へ移行しました。

☆豆知識 ＜ 公営企業会計について ＞

公営企業会計は、原則として、そのサービスを利用する方（市民・法人等）から受益者負担として支払われる料金によって運営されます。

地方公共団体の一般会計で用いられる会計方式では、施設の維持管理等に要する費用が反映されません。そのため公営企業会計（法適用）では、将来必要となる施設の維持管理・更新費用などを的確に把握するために施設減価償却等を含めた民間企業に似た会計方式を行い、その費用を含めた適正な料金水準の設定を行うことで、サービスの安定的な供給につなげる目的があります。

＜ 平成 3 0 年度決算の状況 ＞

平成30年度普通会計の決算統計に基づいて、糸満市の財政状況を見てみましょう。

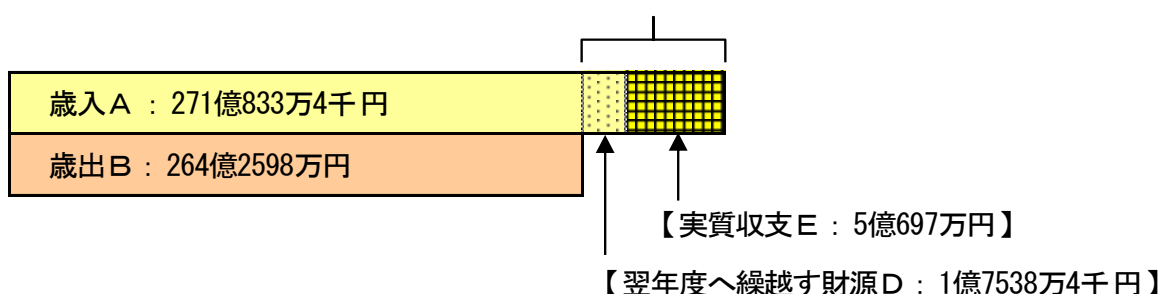
1 決算規模

決算収支の状況

単位：千円

歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 (A－B) C	翌年度へ繰 越す財源 D	実質収支 (C－D) E
27,108,334	26,425,980	682,354	175,384	506,970

【形式収支 C：6億8235万4千円】



○実質収支とは

形式収支（C：歳入総額 A から歳出総額 B を差し引いたもの）から翌年度へ繰り越す財源（D：やむを得ず翌年度へ繰り越す事業に充てるための財源）を差し引いたものです。

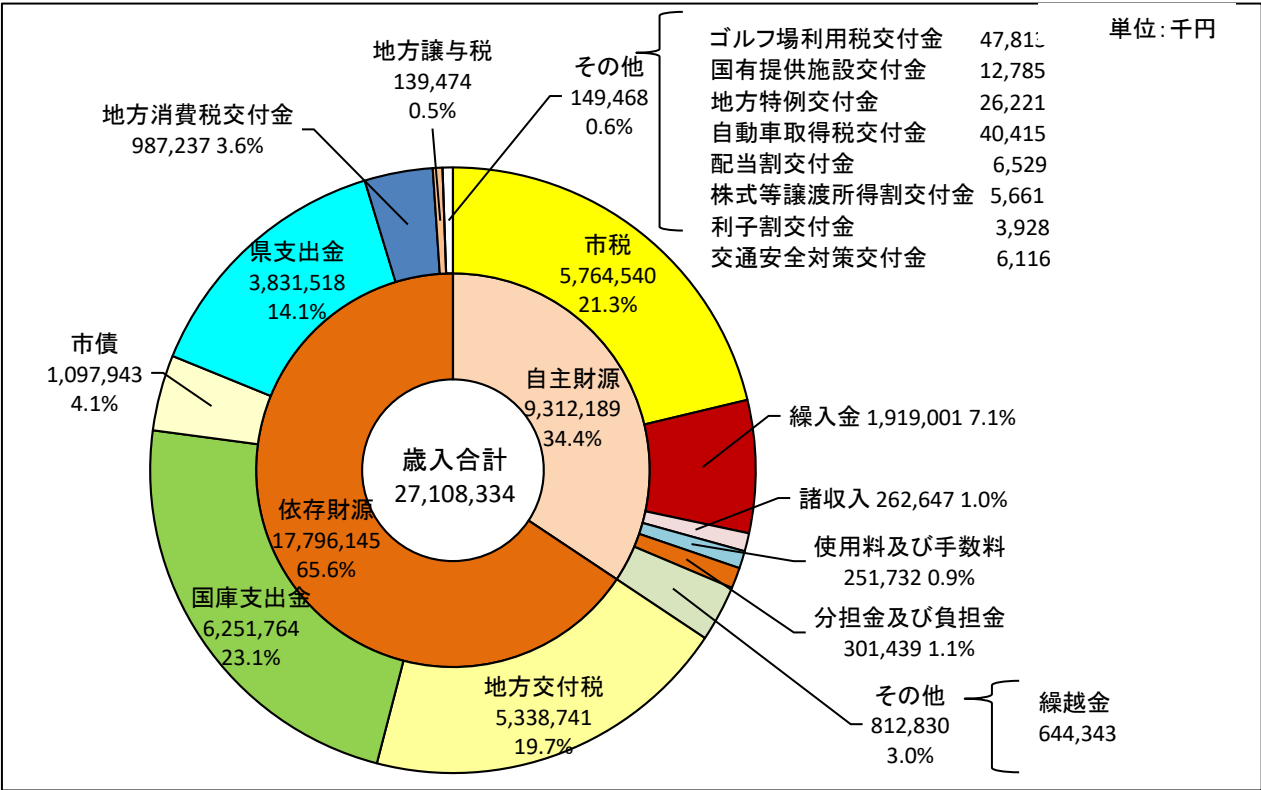
実質収支は財政運営の状況を判断する一つの基準です。平成30年度は、5億697万円の黒字でした。

この黒字分（決算剰余金）は 1 / 2 を下らない額を『（基金に）積み立て、又は市債の繰上償還の財源に充当すること』が地方財政法第 7 条で定められています。

平成30年度の実質収支額のうち4億5千万円を財政調整基金へ積み立て、残りを令和元年度への繰越金としました。

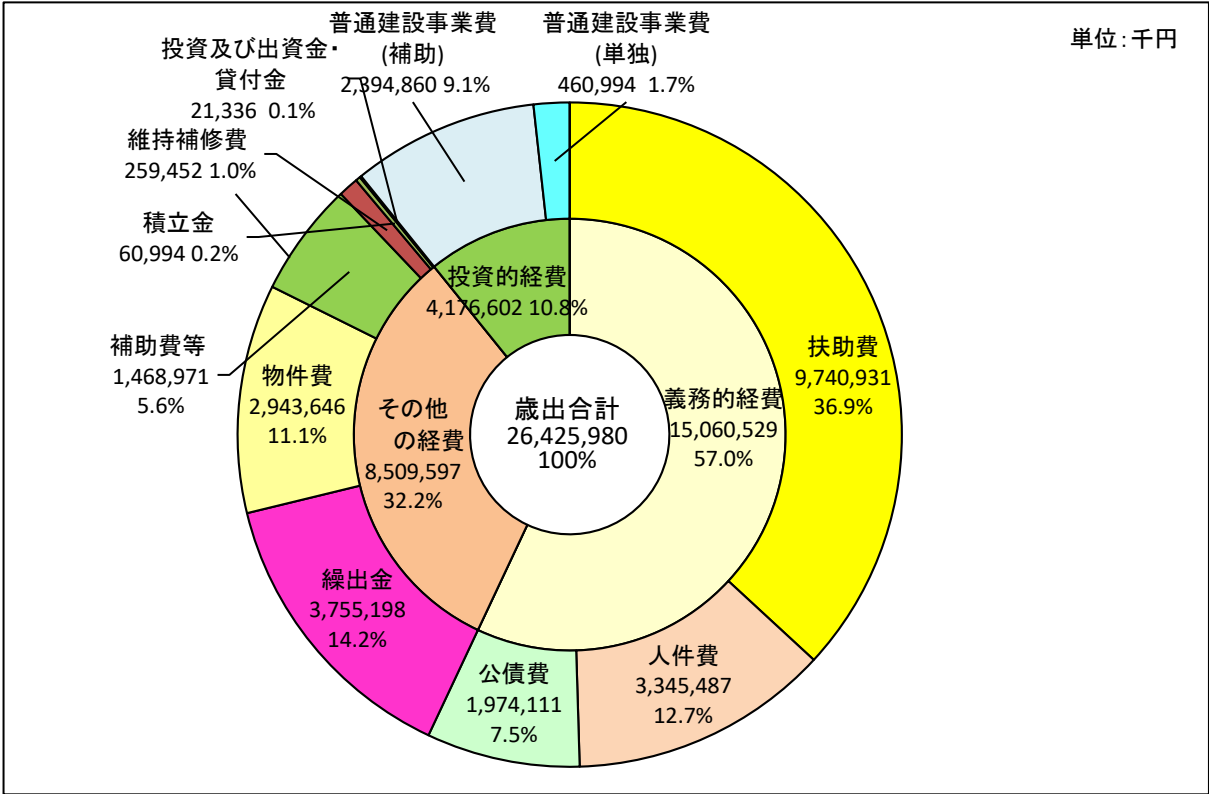
次に普通会計の歳入・歳出の決算を見てみましょう。

2 歳入決算の状況



本市の歳入総額に占める自主財源の割合が 34.4%、依存財源の割合が 65.6% となっており、自主財源の割合は平成29年度の29.3% と比べて5.1%高くなっています。
自由に使える財源（一般財源）は、地方交付税（19.7%）に大きく依存しています。

3 歳出決算の状況



歳出総額に占める義務的経費の割合は 57.0%で平成29年度の56.8% と比べて0.2%高く、1億4199万7千円の増額となっており、依然として財政の硬直化傾向にあります。

4 糸満市の家計

糸満市の平成30年度の財政状況を年収360万円の家計に例えてみました。置き換えるには難しい部分がありますので、あくまで参考としてご覧ください。

【平成30年度決算状況】		単位：千円
歳入		決算額
1	自主財源(税収等)	8,693,132
2	依存財源(交付税・補助金等)	16,698,202
3	市債	1,097,943
4	基金繰入金	619,057
計		27,108,334

歳出		決算額
1	人件費	3,345,487
2	公債費	1,974,111
3	扶助費	9,740,931
4	物件費	2,943,646
5	普通建設事業費	2,855,854
6	繰出金	3,755,198
7	維持補修費	259,452
8	その他の支出(投資及び出資金・貸付金・積立金・補助費等)	1,551,301
計		26,425,980



【家計に例えると】		単位：円
収入	年収	月給
給料等	1,154,452	96,204
親からの仕送り	2,217,530	184,794
借金	145,807	12,151
預金の取り崩し	82,211	6,851
計	3,600,000	300,000

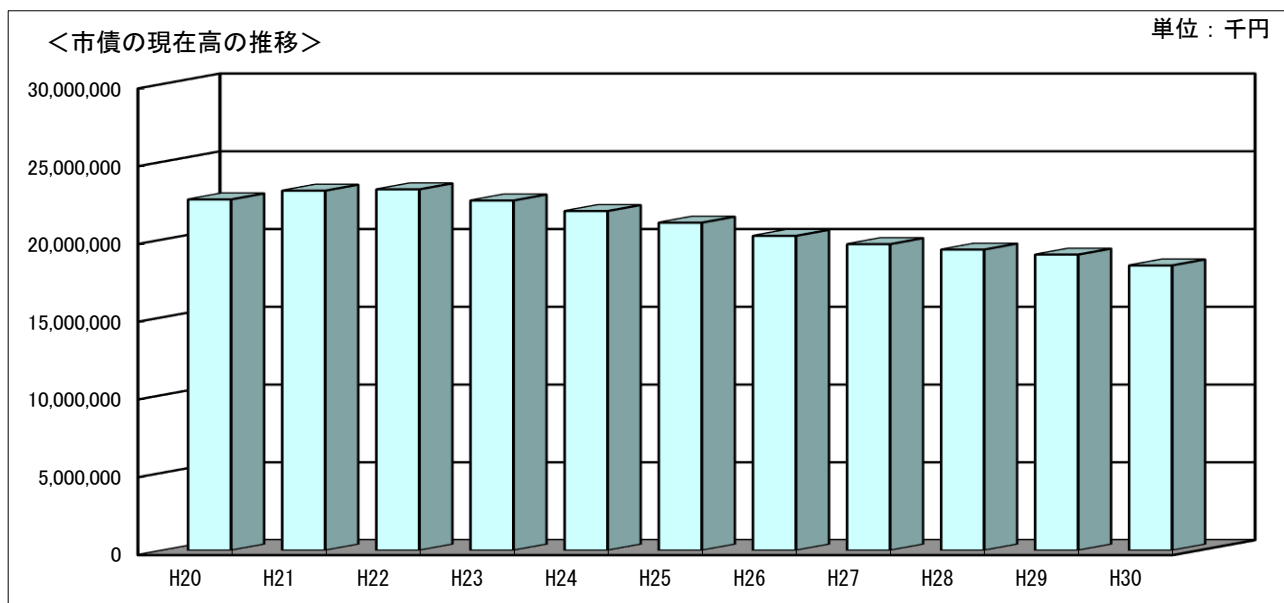
出費	年間	月間
生活費(食費等)	444,282	37,024
ローン返済金	262,163	21,847
医療費・保育料等	1,293,600	107,800
生活費(光熱水費等)	390,918	32,577
家の増改築等	379,259	31,605
子供への仕送り	498,692	41,558
家や庭の修繕費	34,455	2,871
その他(貯金、自治会費など)	206,014	17,168
計	3,509,383	292,450

本市の月収は30万円でそのうち給与はわずか約9万6千円しかありません。親からの仕送りが約18万5千円もあり、いかに親頼みの生活かがわかります。それでも毎月の出費額約29万円を賄うため、毎月約1万2千円の借金をし、約7千円の貯金を取り崩していることになります。

5 市債と公債費率等

市 債

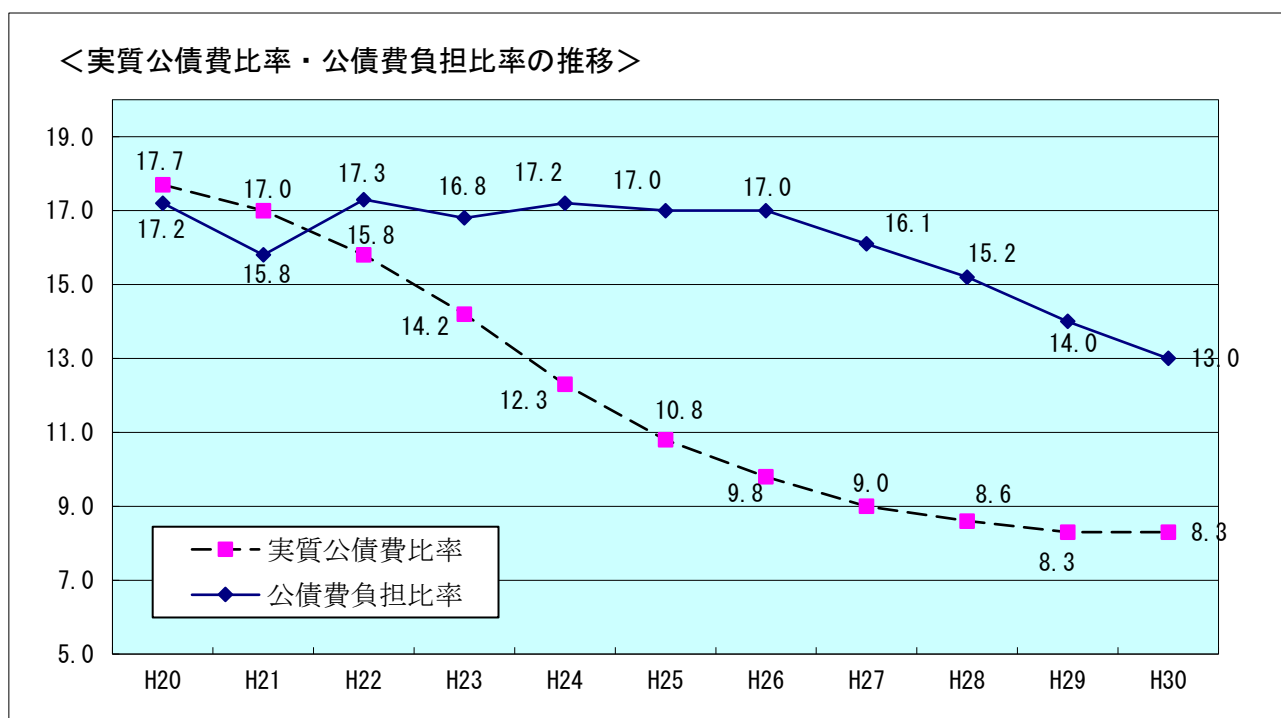
事業を推進するために発行される市債(借金) について、その償還金 (返済金) は、公債費と呼ばれ、将来にわたる義務的な負担となります。平成30年度末の市債残高 (借入残高) は183億3095万6千円で前年度より6億9577万 4 千円減少しています。



実質公債費率・公債費負担比率

公債費負担比率： 歳入における一般財源の総額のうち、公債費に使われた額がどれくらいあるかを表した指標です。この比率が15%を超えたら警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

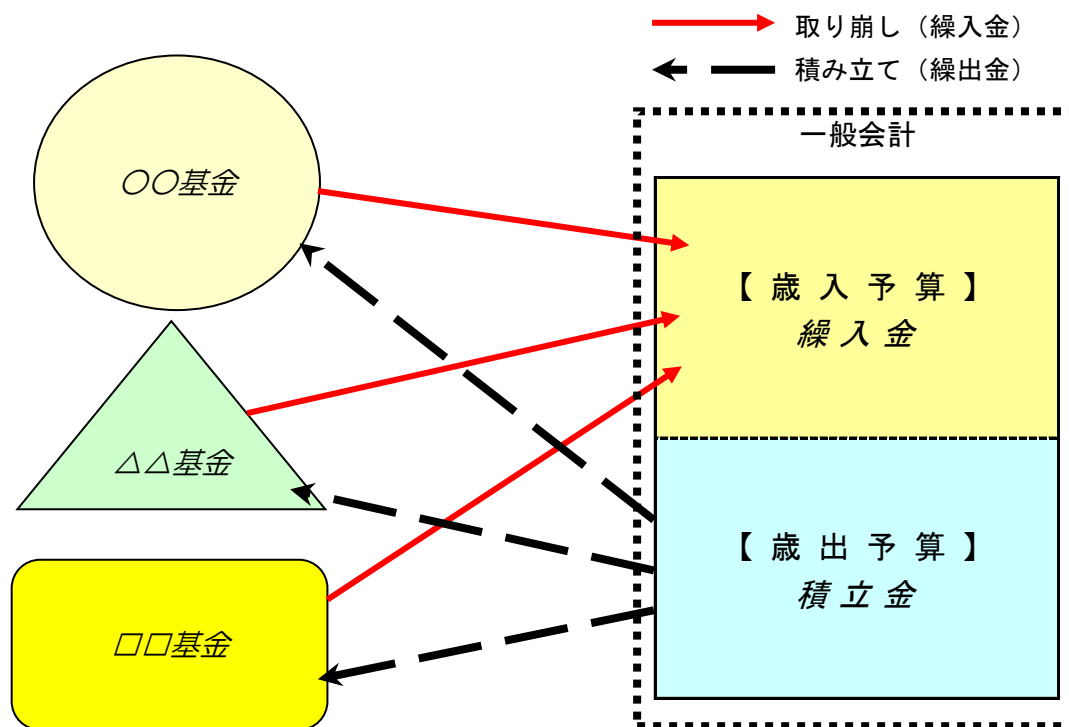
実質公債費比率： 一般会計等が負担する元利償還金の返済額 (公営事業会計や一部事務組合等含む) が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。



公債費負担比率は平成18年度から平成21年度まで年々減少し、平成22年度に17.3%と急激に増加していますが、これは基金からの繰入金 (一般財源分) が平成22年度から大幅に減少したためです。その後は横ばいで推移してきましたが、平成26年度から平成30年度にかけ、公債費の減に加えて、一般財源の総額が増えたことによって比率の減少につながっています。

6 基金の状況

基金は法令等に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。本市には、14の積立基金と2の定額運用基金があります。ここでは積立基金の状況を見てみましょう。



基金の一部を取り崩して一般会計の財源に使用する場合は、歳入予算の「繰入金」に計上します。逆に基金へ積み立てる場合は、歳出予算の「積立金」に計上します。

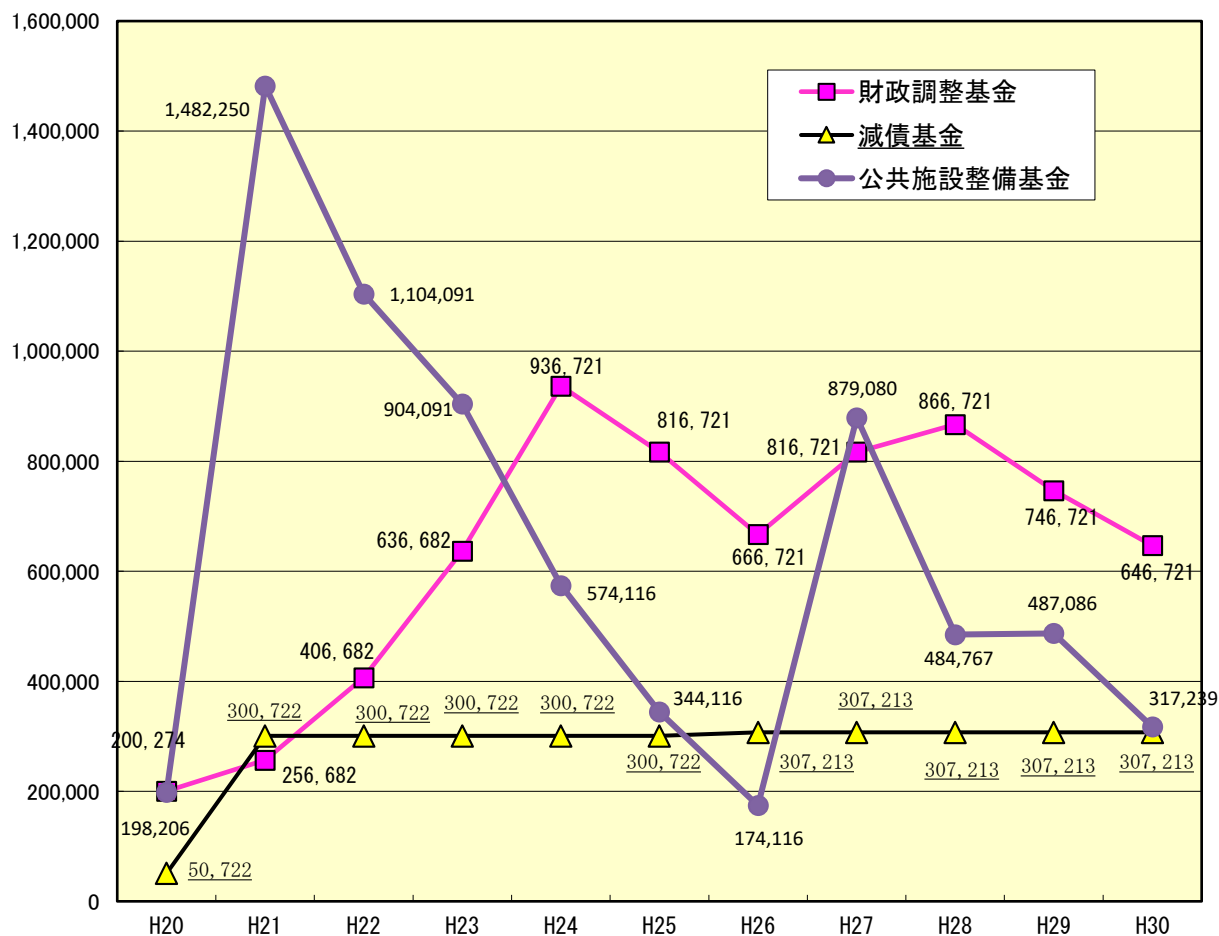
< 積立基金の種類と現在高 >

単位：千円

基金名	令和元年5月末 現在高	目的
財政調整基金	646,721	財政運営が厳しい時期に取り崩して使用します。
減債基金	307,213	借金返済(公債費)の財源として使用します。
公共施設整備基金	317,239	公共施設を整備するための財源として使用します。
福祉振興基金	107,470	果実運用(積み立てた基金の利息等)で福祉振興のための事業を行うための財源として使用します。
人材育成基金	381,555	人材育成事業を行うための財源として使用します。
その他の基金	498,513	事業の目的により9の基金があります。
合計	2,258,711	

平成30年5月末の現在高合計は24億7972万7千円で、平成30年5月末現在高合計は22億5871万1千円となっており、1億9401万6千円減額していますが、これは財政調整基金の処分(取崩)を行ったためです。

＜ 主な基金（財政調整基金・減債基金・公共施設整備基金）の推移 ＞



※ 平成21年度に公共施設整備基金が大きく増加したのは、糸満市土地開発公社からの寄附金を積み立てたことが主な要因です。

＜糸満市の基金の種類＞

積立基金	
1 財政調整基金	8 高倉人材育成基金
2 減債基金	9 琉球銀行人材育成基金
3 公共施設整備基金	10 大城長成人材育成基金
4 福祉振興基金	11 ふるさと農村活性化基金
5 人材育成基金	12 市民会館建設基金
6 清掃施設等建設基金	13 職員退職手当特別負担金引当基金
7 岩崎奨学資金基金	14 ふるさと応援基金

定額運用基金	
1 土地開発基金	2 緊急援護貸付資金基金

7 経常収支比率

経常収支比率とは「歳入のうち経常的な一般財源が、歳出の経常的経費の一般財源にどれだけ使われているか」の割合であり、財政構造の弾力性を表しているため財政を分析するうえで重要な指数です。

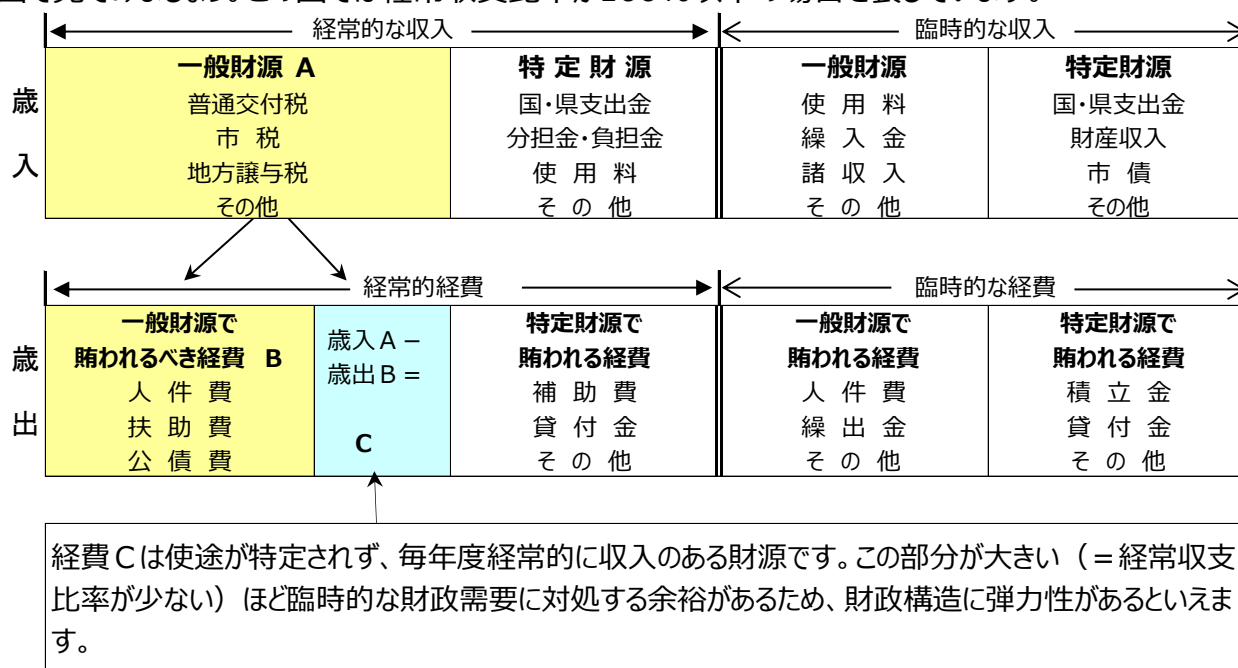
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{一般財源で賄われる経常経費}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100 = \frac{B}{A} \times 100 \quad (\rightarrow A \text{ に対する } B \text{ の割合})$$

経常的経費：毎年度決まって支出するお金（人件費、借金返済等）のことで、経常的に収入のある財源で賄われることが必要です。

経常一般財源：用途が特定されずに毎年度決まって収入のあるお金（市税、地方税等）のことです。歳入総額に占める割合が大きいほど収入の安定性と財政運営の自主性が確保されると言えます。

※ 経常収支比率は都市で概ね75%程度が標準とされています。

図で見てみましょう。この図では経常収支比率が100%以下の場合を表しています。



平成30年度の経常収支比率はどうなっているでしょうか。

単位：千円

歳入	← 経常的な収入 →		← 臨時的な収入 →	
	一般財源 A	特定財源	一般財源	特定財源
	11,935,618	8,154,921	3,417,162	3,600,633
	【総額 27,108,334】			
歳出	← 経常的経費 →		← 臨時的経費 →	
	一般財源で賄われるべき経費 B	C 特定財源で賄われるべき経費	一般財源で賄われるべき経費	特定財源で賄われるべき経費
	11,792,425	8,119,792	2,878,001	3,635,762
	【総額 26,425,980】			

経常収支比率：B ÷ A × 100 = **93.8%**
(※ 経常一般財源等に臨時財政対策債を加算)

平成30年度の経常収支比率は 93.8% で、平成29年度の 90.0% より 3.8 ポイント増となりました。主な要因としては、地方交付税が約 3 億 2 千 8 百万円減少したことにより、経常的な収入における「一般財源 A」が約 8 千 9 百万円（前年度比△0.7%）減少したことや、経常的経費「一般財源で賄われるべき経費 B」における扶助費が 2 億 4 千万円（前年度比%）増加したことが挙げられます。扶助費は毎年伸び続けているため、財政状況は引き続き硬直化の傾向にあります。そのため、緊急時の支出に対応する必要な財源（財政調整基金等）が不足する状況も予測されるため、今後も収入の確保及び支出の抑制を行う必要があります。

< 経常収支比率の推移 >

